

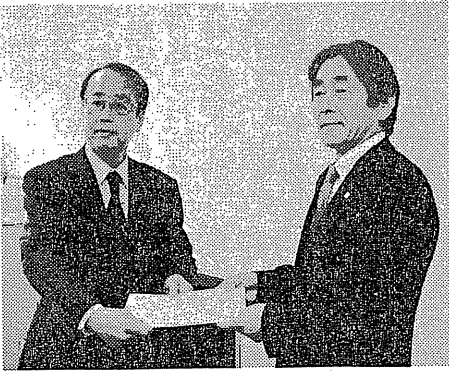
## ■日事連、法定化団体の届出提出

日本建築士事務所協会連合会（日事連）は5日、改正建築士法に基づく法定団体としての成立の届け出を国土交通省の和泉洋人住宅局長に手渡した。日事連と建築士事務所協会の法定化は、耐震強度偽装事件を踏まえた、「団体による自律的な監督体制の確立」として改正法の柱の一つに位置付けられている。法定化の規定は同日から施行され、各都道府県の事務所協会は知事に対して2週間以内に、法定団体としての成立の届け出を提出する。法定化に当たって日事連の三栖邦博会長は、「資格者個人の規定が中心だった建築士法が改正されたことで業務に関する規定が大幅に強化された。加入促進を図り、国民の安全安心確保、建築士の地位向上につなげたい」と意気込みを述べた。

加入義務化については、「義務化の旗は降ろしていない。団体の法定化を契機に加入率を上げていきたい」とし、法定化はあくまで加入義務化への通過点という認識を示した。

改正建築士法の法定団体化規定は主に、▽建築士事務所協会、連合会の定款の定め▽事務所協会への不当な加入制限の禁止▽事務所協会会員でない者は、会員という文字を使用することを禁止▽事務所協会による苦情解決業務——で構成されている。

法定化に当たっての定款改正では、開設者に対する事務所業務の指導、勧告や事務所に所属する建築士への研修実施などを



和泉住宅局長に法定団体成立の届出を手渡す三栖会長(右)

法律に基づいて位置付けている。事務所協会への不当な加入制限禁止では、原則として加入要請を拒否できない。このため、各事務所協会では懲戒規定を適切に運用するなどして、自律的な監督体制の確立を図る。